

平成 25 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

1 基本方針

食品安全委員会においては、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）（以下「基本的事項」という。）に基づき、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）を作成しているが、同指針においては、平時から、同指針に基づく緊急時対応訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における対応の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとしている。

平成 25 年度においても、引き続き、緊急時対応訓練を実施することとするが、平成 24 年 6 月 29 日に基本的事項が変更され、消費者庁が緊急時対応における司令塔的機能を担うことが明確に示されるとともに、緊急時における国の対処の在り方等を示した緊急時対応マニュアルが改正されたこと等を踏まえ、食品安全委員会としても、消費者庁と密に連携しつつ、政府全体としての緊急時における初動体制を迅速かつ確実に行えるように、訓練設計に留意して、緊急時対応訓練を実施することとする。

2 重点課題

(1) 関係府省間と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化

- 政府全体として、食品に係る緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行えるよう、関係府省間の連携強化を図る観点から策定される訓練計画（以下「全体計画」という。）に基づき、食品安全委員会における緊急時対応訓練の詳細を決定する。
- 全体計画の内容を踏まえつつ、以下を主な目的として、食品安全委員会緊急時対応手順書（以下「手順書」という。）に係る実務研修と確認訓練を実施する。
 - ① 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を維持する。
 - ② 緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解・協力を得て迅速かつ的確に行うための知識や技能を養う。
 - ③ 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。

(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 全体計画及び本訓練計画の実施状況（実際の緊急時対応が行われた場合は、その効果を含む。）を確認しつつ、食品安全委員会緊急時対応指針、手順書等の見直しを行う。

3 本訓練計画の実施スケジュール

平成25年3月	全体計画の策定
4月	食品安全委員会における緊急時対応訓練の詳細決定
4月～10月	食品安全委員会における実務研修の実施
11月	食品安全委員会における確認訓練の実施

(注) 実施時期は、全体計画の内容により、変更があり得る。